

防 少 発 第 3 9 6 号
搜 一 発 第 6 4 9 号
外 発 第 3 3 5 号
昭 和 6 3 年 8 月 5 日
改 正

平成元年3月24日

務発205号

平成2年7月31日

情発169号

平成6年3月29日

情発335号

平成13年7月30日

生総第365号

平成25年3月26日

務第268号

各部（室）課（隊）長
各 参 事 官
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

岐 阜 県 警 察 本 部 長

機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領の制定について

（例規通達）

機械警備業者が、基地局において盗難等の発生に関する情報を受信した場合における警察機関への連絡等については、「機械警備業者から警察機関への連絡に関する運用について」（昭和61年3月22日付け防少発第152号、捜一発第190号、外発第132号以下「旧通達」という。）により暫定的に運用してきたところであるが、このたび、別添のとおり、「機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領」を制定し、昭和63年8月5日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領

第1 目的

この要領は、機械警備業者の迅速、的確な連絡等に基づき、効果的な初動措置を講じるために、機械警備業者が基地局において、盗難等の事故の発生に関する情報（以下「異常発報」という。）を受信した場合における警察機関への連絡等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 連絡の種別

機械警備業者が異常発報を受信した場合における警察機関への連絡は、次の種別により行うものとする。

1 確認通報

警備員が、当該現場における事実を確認した後に、警察の初動措置を要すると認める場合に連絡することをいう。

2 即時通報

警備員が、当該現場における事実を確認する前に、即時連絡することをいう。

第3 連絡方法の原則

機械警備業者が異常発報を受信した場合における警察機関への連絡は、原則として「確認通報」によることとし、その方法は、110番通報により行うものとする。

第4 即時通報の基準

次のいずれかに該当するときは、即時通報による連絡を行うものとし、その方法については、原則として110番通報により行うものとする。

なお、警察署長（以下「署長」という。）は、機械警備業者が110番以外の方法を申し出た場合には、生活安全総務課長に報告するものとし、生活安全総務課長は、通信指令課長との協議の上適正な指導を行うものとする。

- (1) 基地局において異常発報を受信し、警備員が現場に到着する前に、対象施設から異常発生連絡があったときなど、現場における異常事実を確認したとき。
- (2) 二重発報（一の対象施設に対して、二系統以上の発信器を設置してある場合で、当該複数の発信系統から前後して異常発報を受信することをいう。）を受信した場合及び押しボタン方式の発信器による異常発報を受信し、基地局から当該対象施設に対し事実の確認を行ったが応答がない場合等当該情報が盗難等の事故発生に伴う情報であるとの蓋然性が高いと認められるとき。

第5 即時通報対象施設の指定等

1 指定

生活安全部長は、同一手口の重要盗犯が多発している等の状況にあつて、当該事犯の早期解決のため即時通報が必要と認めるときは、特定の対象施設を即時通報対象施設に指定することができる。

2 申請

署長等は、管内の対象施設について即時通報対象施設指定（更新）申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）により生活安全総務課長を経て生活安全部長に申請し、その指定を受けるものとする。

なお、申請に当たっては、連絡方法の原則及び警備業法第43条（即応体制の整備義務）の規定趣旨を十分考慮して行うものとする。

3 協議

生活安全総務課長は、申請書を受理した場合においては、速やかに刑事総務課長及び通信指令課長と協議の上、申請書に意見を付して生活安全部長に報告するものとする。

4 指定の通知

生活安全部長は、即時通報対象施設を指定したときは、関係所属長及び機械警備業者（以下「関係者等」という。）に対し、即時通報対象施設指定（更新）通知書（別記様式第2号及び別記様式第3号）により通知するものとする。

5 指定期間及び更新

指定期間は、おおむね3ヶ月とするが更新することができるものとする。

更新は、指定期間満了の日の10日前までに申請するものとする。

第6 即時通報対象施設の指定解除

生活安全部長は、指定期間内に犯人を検挙するなど指定の必要がないと認めたときは、関係者等に対して、その旨を通知して解除するものとする。

関係者等は、解除通知に基づき即時通報対象施設指定（更新）通知書に解除年月日を記入するものとする。

第7 即時通報に伴う措置

1 即時通報対象施設の指定に伴い、通信指令課長は、通信指令課員に手配を徹底して効果的な緊急配備を行うものとし、また、指定の通知を受けた署長は、初動捜査体制を確立し、当該対象施設に係る110番指令等を受理したときは、必ず警察官を現場急行させ、現場検挙に努めるものとする。

2 署長は、即時通報による連絡が誤報と判明したときは、その原因を確認し、必要により生活安全総務課長と協議の上、機械警備業者に対して指導を行うものとする。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

※別記様式省略